

鹿児島純心大学における研究活動行動規範

鹿児島純心大学に所属する研究者自らが共有すべき研究者の依拠する行動規範を次のとおり定める。

1. 研究者の責任

研究者は自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、社会の安全と安寧、そして環境の保全に対する責任を有する。

2. 研究者の行動

研究者は研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

3. 自己の研鑽

研究者は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解できるように、たゆまず努力する。

4. 説明と公開

研究者は自ら携わる研究の意義と役割を積極的に公開して説明する。また、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

5. 研究活動

研究者は自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、この規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用、他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ及び悪質な意図に基づく論文等の引用などの研究活動における不正行為を行わず、また加担もしない。

6. 研究環境の整備

研究者は責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者がコミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために定期的に研究倫理教育を受講し、社会の理解と協力が得られるように努める。

7. 法令の遵守

研究者は研究費の使用にあたり、関係法令、学内関係規程等、外部資金による研究において定められた研究助成条件及び使用ルール等を遵守し、研究費を不正に使用しない。

8. 研究対象・環境・安全などへの配慮・生命倫理の尊重

研究者は研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。また、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるものを取り扱う場合には関係法令、規程及び学会等の指針等を遵守し、ヒトや動物を対象とした研究においては、生命倫理を最大限尊重する。

9. 他者との関係

研究者は他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。また、論文や研究費の審査の過程で知り得たものや他者の知的財産権に係るものに関しては、守秘義務を遵守する。さらに研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め適正な取扱いを行う。

10. 差別の排除

研究者は教育・研究・学会活動において、人種、性別、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示・指導等を受ける者に不利益を与えるような言動は取らない。

11. 利益相反

研究者は自らの研究、審査、評価、判断等において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

附 則

この規範は平成 27 年 9 月 1 日から実施する。

この規範は平成 30 年 2 月 13 日から実施する。

この規範は令和 5 年 4 月 1 日から実施する。